

五香南町会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は五香南町会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の福祉増進並びに親睦を図ると共に、諸官庁その他各種団体との連絡を密にして町会発展を図ることを目的とする。

(区 域)

第 3 条 本会の区域は、松戸市五香南1丁目、2丁目及び3丁目とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、千葉県松戸市五香南2丁目7番地の20、五香南町会館に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、第3条に定める区域に居住する個人とする。

2 同区域に住所する法人は、賛助会員になることができる。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、会員が第3条に定める区域に居住し、且つ同区域で店舗営業している場合は、それぞれ一戸一世帯とみなし会費を納入する。

2 賛助会員は、別途定める会費を納入する。

3 退会する会員が既に納入した会費は、当該会員から請求があった場合、退会の翌月分からの金額を返還する。

(入 会)

第 7 条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

1 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

3 理由なく6ヶ月以上会費を滞納した場合。

(部、組、班の設置)

第 9 条 本会の事業を遂行するため、別途定める部を置き、会務を分担し、迅速且つ適切な運営を行う。各部に部長及び副部長を置く。また、本会の運営上必要がある場合は、別途定める本部を置くことができる。

2 本会の会務の迅速な運営を行うため、地域を第1組より第14組に分け、各組に組長を置く。ただし、会員の増減に応じ、適宜、組の区分を変更することができる。

3 組の下に班を置き、各班に班長を置く。班の区分は組長が定める。

第3章 役員

(役員の設定)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

1 本部役員

会 長 1 名
副会長 若干名
部 長 各部1名
副部長 各部若干名
会計監査 2 名
顧 問 若干名

2 地区役員

組 長 各組1名

(役員承認)

第 11 条 会長は、役員会の推薦により、総会で承認を得る。

2 副会長、部長及び副部長は、会長の推薦により、総会で承認を得る。

3 会計監査は、役員会の推薦により、総会で承認を得る。

(顧問)

第 12 条 町会の発展あるいは自治のため尽力された会員を役員会の決議により顧問に推薦することができる。

(組長の選出)

第 13 条 組長は、所属組の会員の中より各組にて選出する。

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 部長は、第9条第1項に定めるところに従い、担当部を管掌し事業遂行に当たる。

4 副部長は、部長を補佐し部長に事故あるときは、これを代行する。

5 会計監査は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

6 組長は、第9条第2項に係る分担地区を代表し、本会の活動全般を支援する。

(役員任期)

第 15 条

1 本部役員任期は2年とする。また地区役員(組長)の任期は1年とする
ただし、いずれも再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、3期を超えることができない。
ただし、やむを得ない場合に限りもう1年を限度として再任することができる。

3 役員に欠員又は変更が生じた場合は、役員会において後任者の承認を得ることができるものとし、その任期は次期通常総会までとする。

4 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員罷免)

第 16 条 役員が本会に対し故意に重大な過失を犯し、会の運営に支障を来たした場合、役員会でこれを審議し、罷免することができる。

第4章 総 会

(総会の種類)

第 17 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成及び招集)

第 18 条 総会は会員をもって構成し、毎年4月、会長が招集する。ただし、会長又は役員会において必要と認められた場合及び会員の4分の1以上の要求があった場合、臨時に開催することができる。

(総会招集の通知)

第 19 条 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の2週間前迄に文書をもって通知しなければならない。

(総会の表決)

第 20 条 総会は、会員の2分の1以上（委任者含む）の出席がなければ、開会することができない。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、会長が行う。会長に事故あるときは、第14条を準用する。

(総会の議決事項)

第 22 条 総会における議決事項は次の通りとする。

- 1 規約の改正
- 2 会長、副会長、その他の本部役員の承認
- 3 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算の承認
- 4 本会所有資産に関する事
- 5 その他、本会に関する重要案件の事

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名以上が押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成及び招集)

- 第 24 条 役員会は、本部役員及び地区役員（組長）をもって構成し、会長が招集する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 顧問は、会長の要請があった場合、役員会に出席するものとする。
 - 4 役員会は原則として毎月1回これを開き、臨時役員会は必要に応じてこれを開く。
 - 5 役員会に附すべき議案は会議日の1週間前までに総務部長に提出する。

(役員会の議決事項)

- 第 25 条 役員会において議決すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 諮問に関する事
 - (2) 総会に附すべき議案並びに議決、執行に関する事
 - (3) 寄付に関する事
 - (4) 事業運営に関する事
 - (5) 収支決算・予算編成に関する事
 - (6) 役員懲罰に関する事
 - (7) その他必要と認めるもの

(役員会の表決及び議事録)

- 第 26 条 役員会は、本部役員及び地区役員（組長）の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。議事の議決は第20条第2項を準用する。
- 2 役員会の議事録については、次の事項を記載した内容を作成し、会長が押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席役員数
 - (3) 審議事項、議決事項、報告事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 資 産

(資産の構成)

- 第 27 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 助成金及び寄付金品
 - (4) 活動に伴う収入
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第 28 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(財産の処分)

- 第 29 条 本会の資産で、第27条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

第7章 会 計

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第 31 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第 32 条 本会の事業計画及び予算は、会長が上程し、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前項の規定にかかわらず、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 34 条 この規約は、総会において総会員の過半数の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 35 条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意による決議を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 36 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第 37 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

第10章 細 則

(細則の制定)

第 38 条 役員会は、本規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときには、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

・附 則

本規約は、昭和57年4月1日から適用する。

本規約は、平成7年4月16日一部改正。

本規約は、平成10年4月12日一部改正。

本規約は、平成 11 年 4 月 18 日一部改正。

本規約は、平成 15 年 11 月 9 日一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 18 年 4 月 16 日一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 19 年 4 月 15 日一部改正。

本規約は、平成 20 年 4 月 13 日一部改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 21 年 4 月 12 日一部改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 28 年 4 月 12 日一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。